

現代教育事情

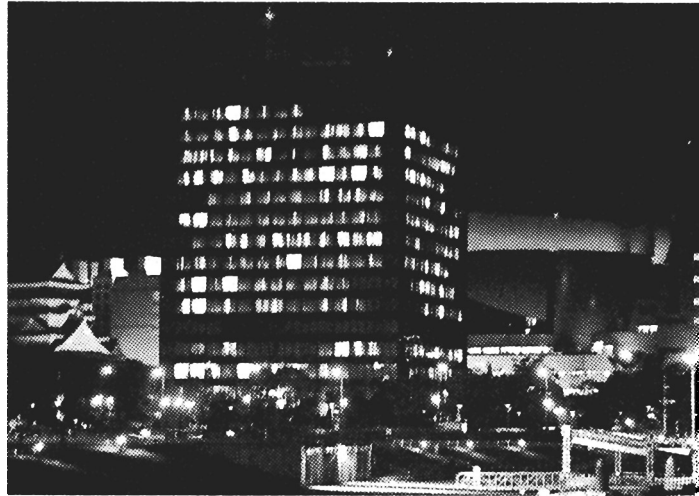
⑤1 8時間労働

早寝・早起き・朝ごはん

毎日、早起きし、きちんと朝食をとって、登校前には持ち物を点検し、学校で

はきまわりを守って礼儀止しく行動し、おしゃべりもせず熱心に授業を受け、帰宅し読書に励み、決まった時間は夕食をとり、夜は早く

4月22日午後8時撮影した北九州市役所



寝る。このような子どもが「学力」が高い「よい子」。これは全国一斉学力テストの学習状況調査の結果と文部科学省が提唱している「早寝早起き朝ご飯運動」で強調されていることをまとめると、このような子ども像が浮かび上がります。文部科学省は子どもたちの基本的生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力低下の要因の一つとして指摘し、社会全体の課題として地域一丸となった取り組みが重要として、教育基本法が改定された〇六年文部科学省主導で「子どもたちの問題は大人一人ひとりの意識の問題」として「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立されました。改定教育基本法では「家庭教育」で、親が子の教育について第一義的責任があると明記し、国や地方自治体の責任を後景に押やりました。

「子どもの生活リズム向上のための調査研究」を地域の民間団体などに委託し運動の展開を図っています。子どもたちの生活は親の生活の反映です。親の生活を変えたいです。政府は「働き方」の見直しは時折言いますが「働かせ方」の見直しは言いません。大企業に弱く、弱い立場にあるものに對して強く対応するイジメの構造そのものです。左のように標語を改めたら如何でしょう。

早寝早起き朝ご飯
家族みんなを
たご飯

「仕事に八時間を、休息に八時間を、おれたちがやりたいことに八時間を！」
〔八時間労働の歌〕を歌

い、アメリカの労働者がストライキで立ち上がったのが今から百二十三年前の五月一日、この日がメーデーとして今日に至っています。（連合メーデー今では五月一日開催を取りやめ、今年四月二十九日開催）

世界の労働者と連帯し、労働時間の短縮を新たに決意しあう日です。今年のメーデーはこのことがあらためて問われているのではないのでしょうか。家族みんなですぐにできるために

は少なくとも八時間労働制が守られなければなりません。八時間以上の労働は厳しく法的にも規制されなければなりません。このことは立法でできることです。企業・団体献金を受け取っている政党はこの点においても勇気がなく腰が引けています。また政党助成金は国民の願いに真摯に心える政党の姿勢を後退させます。

「日本の男性は、夜遅くまで働いて、子どもと接する時間が少ないように思いますが。デンマークは、日中は働いていますが、子どもは学校から下校したら学童保育に行く子どもも多いけれど、四時頃に帰れば、そこには家族全員が待っています。私の家でもそうでした。父の帰宅時間は通常四時ですが、時には三時頃帰ってきて、私たちとテニス、縄跳び、バドミントンなどをして毎日遊んでくれました。そして毎日変わらない夕食の時間。この時間こそがいちばん家族らしい時間だと私は思います。でも日本に来てみると、友達の家では父親の姿を見かけません。父親は忙しそうで、かわいそうですが、小さい頃から父親と毎日遊んでいない子どももかわいそうだと思います。」

将来、子どもたちにどんな影響が表れるでしょうか。親から子への文化の伝承のためにも、八時間労働制の確立は国の第一義的責任ではないでしょうか。

家族そろって夕ご飯の国

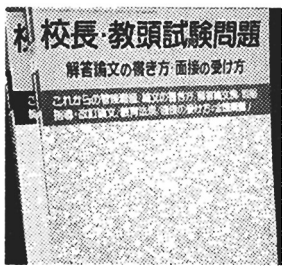
「デンマークの子育て・人育ち『人が資源』の福祉社会」（大月書店）では、

現代教育事情

52

情報公開は 教育力向上の要

公立学校の学校管理職の選考試験が毎年秋に行われています。管理職を希望する教師は写真に示すような問題集などで準備を進めています。



学校づくり

教師が持っている教育力・人間力を発揮し子どもたちを伸ばす学校づくりが出来るか否かは校長・教頭の力に因るところが大きい

ことは言うまでもありません。子ども・父母の現状をしっかりと捉え、時代と夢と希望とロマンを語る力量が、今、学校管理職にも痛切に求められています。そこで、校長・教頭はどのようにして決められているか、福岡県教育委員会に情報の公開を求めました。

納得できない非開示

○八年十一月十二日決定の開示は校長任用の論文テーマ、教頭任用の実施要項・願書類、筆記試験問題論文テーマ、集団面接テーマ、主幹教諭・指導教諭の実施要項・願書類。

受験者には全て明らかにされ、守秘義務が課せられているものでありません。

非開示は校長任用の昇任基準、面接事項。教頭任用の昇任基準・面接事項、「校長の内申書類の書式」。

主幹教諭・指導教諭の「校長の内申書類の書式」でした。

大切な文書が不存在

「決定会議の参加者職人数」公正性確保、責任の所在を明らかにするために必要です。

「合格決定に至るまでの経過が示されている書類」業務遂行の手順書です。決済も必要な書類です。

「試験問題作成者、採点者、評価者(職名)」も不存在。担当者(守秘義務が課せられる重要な業務です。高い倫理観が求められます。

いずれも選考において根幹をなすものです。文書が存在し非公開とは違っています。

かなり深刻な事態です。御都合主義がまかり通りかねません。口利きなどの不公正な任用がなされても記録には残りません。責任の所在が不明確です。「不存在」は教育委員長・教育長の責任です。早急に作成し公開して欲しいものです。

異議申し立て

非開示について異議申し立てをし、四月八日情報公開審査会で要旨次の主張をしました。「地域・父母・子どもから信頼される学校づくりが私の願いです。今は情報を公開したもともと様々な行政を進めていく時

代です。校長はその地域で学校の顔です。校長の果たす役割は大きい。行政の側から見る以上に厳しく見られています。様々な教科担当の先生の力量を引き出し学校全体の教育活動をすすめていく、トップダウンでなく、EDUCATE、(能力を引き出す)力が求められています。どのような人が校長になるかは大切です。選考基準を公開することは福岡県の学校力・教育力を高める上でも大切です。人類の文化を次代に継承していく力量をもたれていない方、語彙に貧弱さを感じられる方もおられます。人格・識見から判断してその任にあるべきでない人がその任についています。県教委は判断基準を明らかにして説明責任を果たすべきです。毎年一律の基準で登用するものでないという県教委の主張は理由になっていません。人類史を語る力量があるかが校長には問われます。県教委は公開することで公正な人事に支障を及ぼすおそれがあるとしていますがそれは選任する側の力量を高めないければならないものであって、問題のすり替えです。校長が作成する受験者の調書は記載事項でなく様式の公開を求めているもので開示すべきです。」

審査会の結論は

四月二十日の審査会の答申は「非公開決定を取り消すべきである」すなわち、全面開示を求めました。詳しくは福岡県庁HP「福岡県情報公開審査会答申の答申一覧」にも掲載されています。

県教委は開示の決定を出し開かれた教育行政の下で学校力・教育力を高める方向に歩を進めてほしいものです。

(教育アナリスト)

現代教育事情

53

子どもの貧困政策の貧困

事務室にお金貸して

「面識もないのに失礼ですが、お金を貸してもらえませんか・」。ある父親が学校事務室にかけてきた電話です。学校納入金の二回目も口座引き落としが出来ないので「入金のお知らせ」を出した日の夕方でした。ひとり親方の小さな個人事業がゆきづまり・・。

十五歳で数百万円借金

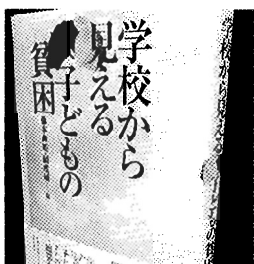
「公立の合格発表。番号がありませんでした。高校へ行かず働くって決めたとさ、お父さんのおばさんがお金を貸してくれたのです。親はそのおばさんの家で、頭を下げて泣いていました。

私も泣きました。こうして

高校でかかったお金は全部自分で返すという約束で、私は何とかここ（私立高校）に來させてもらうことができました。でもこれから卒業までにかかる何百万というお金は自分で返していかなければなりません。友達には「十五歳で何百万も借金をかかえているとおなじやね」と軽く言っていますが、

本当はとても暗い気持ちです。・・でもせつかく來ることができた高校なので卒業は絶対したいと思っています」

これらは「学校から見える子どもの貧困」（大月書店・千八百円・写真）からの引用です。



何が出来るかを

自らに問いかけて

本書は、「子どものための学校事務」（全国学校事務職員制度研究会）制度研究（機関紙）の発行に携っている学校現場で企画・実務を担っている公立小中高（定時制）校・私立高校の現職事務職員・研究者等八

人によって著されたものです。先の引用の思いをしつかりと受け止めた内容となっております。はしがきに「学校の現場で、子どもたちとその保護者の現実を見すえながら行われている努力を紹介し困難な状況のなかにも、これだけのことのできるということを示そうとするものです」とあります。

学校も「人」と「制度」

のつなぎ手に

高津圭一さん（福岡県・公立小学校事務職員）は

「就学援助は行政の仕事で学校の仕事でないという見解がある。学校こそ、困っ

「光熱水費、生徒会で節約の取り組みをはじめていきます」。事務室便りでは、「子どものことは子どもに聞く。子ども自身が探す」「学校の危ないところ探検隊」や、こんなもの欲しい、「夢の00小学校、子どもアンケート」など地域・父母とともに子どもたちが主権者に成長していく様子も知ることが出来ます。

お薦め

子どもたちのために学校が出来ること、国がすべきことを子ども、父母の生活の願いから明らかにしています。資料統計も生かせるものが多い。給食費未納問題の取り組みは人間に対する信頼を高めるものです。子どもの貧困は政策の貧困

主権者として

竹山トシエさん（制度研）は「みんなのお金（予算）でこんな図書を買いました」（教育アナリスト）

現代教育事情

54

主権者を育てる品格

このような実態があったのでしうか。

「会議中に勝手に自席を離れ議場を歩き回り委員長制止にも拘らず、自分の主張を繰り返し、暴言を発し取り消しを求めても従わず、同調する委員、制止する委員が入り乱れて騒然たる状況。それに傍聴人も加わり・・・」信じられないことですが。

大分県教育委員会会議規則

「第二十八條 委員は、会議中みだりに離席してはならない。2 離席しようとするときは、委員長の許可を得なければならぬ」

「第二十九條 会議中に

法律又はこの規則の規定に違反しその他議場の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。2 委員長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会を閉じ、又は中止することができる」

「第三十條 委員長は、別に定める傍聴人規則により傍聴人を監督する」

「第三十條 委員長は、別に定める傍聴人規則により傍聴人を監督する」

規則には二〇〇一年に変更えられた条文もありますが、これらの条文は一九六七年

に作られたものです。粗暴な委員と傍聴者の存在を前提とした条文となつています。改定の必要性はなかつたのでしうか。九州山口にこのような条文を持つ県は他にありません。全国的にみても他にないと思われ

ます。これに類する規則は小中学校の児童会・生徒会規則にもないのではないでしうか。教育委員は、「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する」により

知事・県議会にその責任があります。写真は「おおいた教育の日」のポスターです。『あの頃 みんなが先生だった』と後世に言われる時代を築きたいものです。『その頃大人はみんな 反面教師だった』にしてはなりません。

「主権者を育てるために」大分県の教育長に小矢氏が再任されました。小矢教育長は、数人の県議の依頼で富松審議監(当時)に受



験者名を伝えました。これは「合格依頼ではなく、可否を事前通知するためだった」としていました。教育長がその部下に受験者名を渡せば受け取る側は合格依頼と受け止めます。県議などの「口利き」のお先棒を小矢教育長は担いでいたのです。三月末、大分県議会

は小矢教育長の教育委員再任に同意しました。反対六人、退席四人、賛成三十三人と異例の決まり方でした。県教育委員会は四月一日の臨時会で全会一致、小矢氏を教育長に再任しました。教育長を除く委員は会社社長、大学校長、病院長、元高校校長、弁護士で構成されています。なぜ全会一致で小矢氏が再任されたか説明責任を果たして欲しいものです。さらに法は「委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党

に属することとなつてはならない」としてあります。偏った論議による結論を避けるためです。教育は受け止める側で成り立つものです。そのため、最も求められることは、子どもの声に耳を傾けることではないのでしうか。子どもがどのような成長の願いを持っているのか。それに応える行政の課題は何か。それは人格形成のために必要な諸条件の整備確立です。子どもたちに夢と希望を育む重責を教育委員は担っています。中央審議会答申は「教育委員が地域住民等と直接意見交換を行う公聴会などの場の積極的な設定に努めること」を明記しています。未来の主権者を育てる視点に立てば子どもたちをも納得させる努力が委員各位に求められます。

（教育アナリスト）

（教育アナリスト）

（教育アナリスト）

（教育アナリスト）

（教育アナリスト）

（教育アナリスト）

現代教育事情

(55)

校長の決め方

る。

四候補者数（任用試験受験者）百八十名

五 任用予定数三十一名

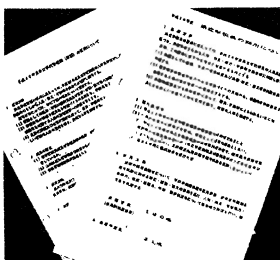
書はない」（毎日 六月十三日）「日常の教育活動や生徒指導などを総合的に考慮して人事を決めるため評価の数値化など、基準を明確にするのは難しい」（西日本 六月十三日）。知恵は現場にあるのです。職場の全教職員の判断が入る方法を作り出す必要があります。

民主主義へ一歩

福岡県立学校の校長の面接試験問題。校長・教頭の選考基準などが六月十二日初めて公開されました。

（写真）高校生・県民から信頼された開かれた教育行政への発展に方向に心から期待するものです。

これが「選考基準」？



「県立学校長の採用について」の内容を紹介します。

「基本方針

県立学校長の採用に当たっては、平成二十年度県立学校職員の人事異動方針に基づき、教頭等のうちから人格・識見・能力・年齢等を総合的に判断し選考する。なお、この際特に以下の各項目に留意するものとする。

管理職登用の選考基準・選考決定関係文書を昨年

末、開示請求しました。校長の面接試験問題・選考基準は「非開示」、選考決定関係文書は「不存在」でした。異議申し立てにより

情報公開審査会の開示を求める答申に従い公開されたものです。「選考基準」の

ある学校づくりの見地から、積極的な学校経営を推進する人物の適材適所への

配置を旨とする。

③長期的展望及び全体的視野に立って、情実・学閥等にとらわれない真に校長にふさわしい有能な人物の登用を図り、清新な人事を推進する。

二採用候補者・・・平成十九年度の県立学校教頭及び教頭格付けの者・・・

三採用方法
前項の採用候補者について、平素の勤務実績の校長評価、校長任用候補者選考試験における筆記・面接・論文の結果を基に、人格・識見、管理能力・統率力、企画・指導力、年齢、健康

状況等について総合的な評価を行い、採用者を決定す

選考基準は不在では？

前掲文書は誰を対象とした文書でしょうか。試験の実施要項に添える文書であれば「県立学校長の採用について」という標題は不自然です。候補者数、任用予定数は選考基準ではありません。なぜ示されているのでしょうか。内容は選考基準に値しないことは明らかです。一頁と表示されています。疑問の残る文書です。この文書を非公開にした理由は見当たりません。新聞社の取材に対して県教委は次のようにこたえたと報じています。「校長や教頭については一枚の紙でこのうい人となすのは難しい。選考決定に関しては公の文

選考基準

児童・生徒の成長が自らの喜びである人。自分の意見や判断をもち憲法を学校に生かす力。教職員の意見を正しく反映する能力。命令でなく合意と納得で運営できる力。全教職員に公平に接する力。学校管理運営の基礎的理解を持つ。労働基本権を尊重する力。教育委員の識見に期待したい。

（教育アナリスト）